

## 第9回 「相続時精算課税制度」の注意点と活用法

税理士：内田 麻由子

厚生労働省から発表された平成24年簡易生命表によると、男性の平均寿命は79.94歳、女性の平均寿命は86.41歳です。日本は、男性が世界第5位、女性が世界第1位の長寿国となっています。

また、総務省の平成24年家計調査報告（速報）によると、世帯主が60歳以上である世帯の貯蓄額の割合は、貯蓄全体の65.7%となっており、日本の個人金融資産の6割以上を高齢者が保有しています。

高齢化に伴い、「老老介護」が社会問題となっていますが、介護のみならず相続も「老老相続」化しています。90代の母から70代の子への相続もめずらしいことではありません。

60代～70代で親から遺産を相続しても、老後への不安から極力お金を使わずに、数千万円も貯蓄したままで90代になり、相続を迎えます。90代から60代の間で「老老相続」が繰り返されているともいえます。

このような社会的背景に鑑み、高齢者の保有資産を贈与により早期に若い世代へ移転させ、若い世代の消費を促して経済を活性化させようという趣旨により、平成15年に「相続時精算課税制度」が創設されました。

国税庁の統計資料によると、平成24年には約4万6,000人がこの制度を使って贈与税の申告をしています。また平成25年度税制改正では、受贈者の対象を孫にまで拡充するなどの改正が講じられています。

今回は、「相続時精算課税制度」の内容と注意点および活用法について、平成25年度税制改正における改正点もふまえながらみていきましょう。

### 「相続時精算課税制度」とは

#### 1. 制度の概要

相続時精算課税制度を選択した場合には、贈与者から贈与を受けた財産について、2,500万円までは贈与時の贈与税はかかりません。2,500万円を超える部分については20%の税率で贈与税が課税されます。

2014年1月

税理士 : 内田 麻由子

ただし、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算します。本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除し、控除しきれない贈与税額については還付されます。

## 2. 適用対象者

贈与者は65歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子(子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含む)です。

## 3. 適用対象財産等

贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。

## 4. 税額の計算

### (1) 贈与税額の計算

(贈与財産の価額 - 特別控除額 2,500 万円) × 20% = 贈与税額

前年以前において既にこの特別控除額を控除している場合は、残額が限度額となる。

### (2) 相続税額の計算

(相続時精算課税制度による贈与財産の価額 + 相続により取得した財産の価額)

を基に計算した相続税額・・・A

相続時精算課税制度により既に納付した贈与税額・・・B

(A - B) = 納付する相続税額( )

相続税額から控除しきれない贈与税額については還付を受けることができる。

## 平成 25 年度税制改正の内容

平成 27 年 1 月以後の贈与より、受贈者の範囲に「20 歳以上の孫」を追加するとともに、贈与者の年齢要件を引き下げます。

現行法(平成 26 年 12 月まで)

受贈者: 20 歳以上の推定相続人である子( 1 )

贈与者: 65 歳以上の者( 2 )

改正後(平成 27 年 1 月以降)

受贈者: 20 歳以上の推定相続人である子( 1 )及び 20 歳以上の孫

贈与者: 60 歳以上の者( 2 )

- 1：代襲相続人である孫を含む。
- 2：住宅取得資金の贈与の場合には、贈与者の年齢制限なし。

### 相続時精算課税制度を選択する前に

#### 1. いったん選択したら暦年課税には戻れない

相続時精算課税制度は、受贈者である子それぞれが、贈与者である父・母ごとに選択できます。ただし、いったん選択すると、選択した年以後は贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年課税に変更することはできません。

相続時精算課税制度を選択した人は、暦年課税の基礎控除額 110 万円は使えません。

したがって、贈与を受けた財産が 110 万円以下でも贈与税の申告をする必要があります。2,500 万円の特別控除額の枠をすでに使いきっている場合には、20%の税率で贈与税がかかります。

#### 2. まずは相続税の試算をしてもらう

相続時精算課税制度を使って 2,500 万円まで贈与税の負担なしに贈与を受けても、あとで相続が発生した時には、相続税がかかります。時々広告等で、2,500 万円まで非課税と記載しているものを見かけますが、あとで相続税がかかるのですから、2,500 万円は非課税ではありません。つまり、原則として相続税の節税にはなりません。

したがって、相続税の試算を行った上で、相続時精算課税制度を使った贈与を行うかどうか判断します。

#### 3. 納税資金についても準備しておく

あとで相続税がかかるのですから、納税資金についても手当てしておく必要があります。

納税資金の準備方法としては、以下のような方法があります。

- ・納税資金分として、現金などを同時に相続時精算課税で贈与しておく
- ・相続時精算課税で贈与を受ける子・孫を受取人とする生命保険に加入しておく
- ・収益物件の家賃収入などを納税資金として貯えておく

#### 4. 贈与財産の価額が下落すると不利に

相続時精算課税制度により贈与した財産については、相続時の価額ではなく、「贈与時の価額」で相続税を計算することになりますので、注意が必要です。

つまり、不動産や株式など価額が変動する財産については、贈与時の価額よりも相続時の価額が下落していたとしても、贈与時の高い価額で相続税を計算しなくてはなりません。

反対に、贈与時の価額よりも相続時の価額が上昇していたとしても、贈与時の低い価額で相続税を

計算することができます。

#### 5. 小規模宅地の評価減の特例が使えなくなる

「小規模宅地の評価減の特例」の適用を受ける予定である宅地を、相続時精算課税制度により贈与してはいけません。

なぜならば、「小規模宅地の評価減の特例」は、「相続または遺贈により」取得した宅地についてのみ適用できるものであり、相続時精算課税制度を使い贈与により取得した土地については、評価減の特例が適用できないからです。小規模宅地の評価減(80%または50%)が使えるか否かで、相続税額が大きく変わります。土地が複数ある場合には、必ず事前にどの土地について小規模宅地の評価減の特例を使うのかを確定させてから、贈与について検討しましょう。

### 相続時精算課税制度の活用例

#### 1. 子や孫が住宅を取得するときに支援する

子や孫の住宅取得の頭金の一部について、相続時精算課税制度を使い贈与します。

たとえば、夫の父から2,500万円と、妻の父から2,500万円を、夫婦それぞれが相続時精算課税制度を使い贈与を受けることもできます。

なお、住宅取得資金の贈与については、平成26年12月までの制度として、一定の金額を非課税とする制度もあります。この制度の適用要件を満たす場合には、先に非課税制度のほうを適用したほうが有利です。また、住宅取得資金の贈与の非課税制度と相続時精算課税制度は、併用することもできます。

#### 2. 事業承継対策として、子や孫へ自社株を移転する

自社株の評価額を引き下げた後に、相続時精算課税制度を使い、後継者である子や孫へ自社株を贈与します。その後、後継者である子や孫が事業を拡大させて自社株の評価額が上がっても、贈与時の低い価額で相続税を計算することができます。また、自社株をあらかじめ後継者へ贈与しておくことにより、後の相続における分割対策にもなります。

まずは、相続・事業承継に詳しい税理士に、自社株の評価をしてもらいましょう。

#### 3. アパートなど収益物件を贈与する

アパート・マンション・貸ビルなどの収益物件を贈与により取得した場合には、これらの不動産は相続税評価額での評価となるため、現金の贈与を受けて不動産を購入するよりも有利となります。また、贈与後に収益物件から得られる賃貸収入は、収益物件の贈与を受けた子や孫の所得となりますので、親の相続財産がこれ以上増えるのを防ぐことができます。ただし、相続時における財産評価や特例の適用など様々な要素も含めて、十分に検討してから実行することが大切です。素人判断は危険です。専門家にご相談ください。